

東かがわ市規則第29号

東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月9日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年東かがわ市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第20条 略 (1) 略 (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (3)～(24) 略 2～4 略	(特別休暇) 第20条 勤務時間条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1) 略 (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (3)～(24) 略 2～4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。